

岩手県告示第318号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
空港課	花巻空港保安対策費補助、花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、 <u>花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助及び花巻空港ターミナルビル国際線受入態勢強化事業費補助</u>	空港課	花巻空港保安対策費補助、花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助 <u>及び</u> 花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			